

横浜市資産指令第3004号  
令和2年10月1日

許可番号 第05660003950号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 神奈川県横浜市旭区上川井町376番地

氏名 株式会社 トキワ薬品化工  
代表取締役 伊丹 重貴 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

許可証確認用

横浜市長 林 文子

許可の年月日

令和2年7月15日

許可の有効年月日

令和9年7月14日



### 1. 事業の範囲

特別管理産業廃棄物の種類

(1) 収集・運搬（積替え及び保管を除く）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、感染性産業廃棄物、廃油（※）、汚泥（※）、廃酸（※）、廃アルカリ（※）以上8種類（上記物は、いずれも産業廃棄物であるものを除く）

(2) 収集・運搬（積替え又は保管を含む）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、感染性産業廃棄物、廃油（※）、汚泥（※）、廃酸（※）、廃アルカリ（※）以上8種類（上記物は、いずれも産業廃棄物であるものを除く）

（※）の廃棄物の種類については、別表の有害物質を含むことのみにより有害な特定有害産業廃棄物に限る。

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え又は保管を行う場所の所在地

神奈川県横浜市旭区上川井町376番地

保管施設の概要

特別管理産業廃棄物の種類：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、感染性産業廃棄物、廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る）、汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る)、廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る)、廃アルカリ (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る) 以上8種類  
保管面積 : 37.08 m<sup>2</sup> 保管上限 : 117.22 m<sup>3</sup>

3. 許可の条件

(1) 積替え又は保管する産業廃棄物の搬入又は搬出は、自ら行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5 年 7 月 15 日 新規許可  
令和 2 年 7 月 15 日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無



## 別表

## 特定有害産業廃棄物の種類

上欄の廃棄物の種類ごとに左欄の有害物質を含むことにより有害なものに限る。

[○(積替え保管を除く)又は●(積替え保管を含む)：左欄の有害物質を含む -：対象外]

廃棄物の種類 有害物質	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん
水銀又はその化合物	-	●	-	●	●	-	-
カドミウム又はその化合物	-	●	-	●	●	-	-
鉛又はその化合物	-	●	-	●	●	-	-
有機リン化合物	-	●	-	●	●	-	-
六価クロム化合物	-	●	-	●	●	-	-
砒素又はその化合物	-	●	-	●	●	-	-
シアン化合物	-	●	-	●	●	-	-
トリクロロエチレン	-	●	●	●	●	-	-
テトラクロロエチレン	-	●	●	●	●	-	-
ジクロロメタン	-	●	●	●	●	-	-
四塩化炭素	-	●	●	●	●	-	-
1, 2-ジクロロエタン	-	●	●	●	●	-	-
1, 1-ジクロロエチレン	-	●	●	●	●	-	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	●	●	●	●	-	-
1, 1, 1-トリクロロエタン	-	●	●	●	●	-	-
1, 1, 2-トリクロロエタン	-	●	●	●	●	-	-
1, 3-ジクロロプロペン	-	●	●	●	●	-	-
チウラム	-	●	-	●	●	-	-
シマジン	-	●	-	●	●	-	-
チオベンカルブ	-	●	-	●	●	-	-
ベンゼン	-	●	●	●	●	-	-
セレン又はその化合物	-	●	-	●	●	-	-
ダイオキシン類	-	●	-	●	●	-	-

